

淀川労働基準監督署発表
令和8年1月5日

【照会先】
淀川労働基準監督署
電話 06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (天窓に踏み抜き防止措置を講じなかった疑い)

令和8年1月5日、淀川労働基準監督署（署長 久米川晴民）は、下記のとおり個人事業主Aを労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1. 被疑者

(1)個人事業主A

本社所在地 大阪府大阪市鶴見区徳庵
事業内容 防水工事業及び外壁調査・補修工事業

2. 違反条文（別紙参照）

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項

労働安全衛生規則第524条

同法第27条第1項

同法第119条第1号（罰則）

3. 事件の概要

令和7年6月26日、大阪府大阪市東淀川区小松に所在するマンション外壁修繕現場において、個人事業主Aは、自身が雇用する労働者Bに外壁の欠損部分の修繕作業を行わせる際、作業箇所となる天窓の窓ガラスに踏み抜き防止措置を講じなかった疑いがあります。

4. 参考事項

(1) 作業箇所となる天窓の窓ガラスに踏み抜き防止措置を講じなかった結果、

令和7年6月26日、労働者Bが高さ約9メートルの箇所から墜落する事故が発生し、骨盤、大腿骨及び胸骨を折る労働災害が発生しています。

(2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

●労働安全衛生法（昭和 47. 6. 8 法律第五七号）

(事業者の講すべき措置等)*

第二十一条 (略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講すべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならぬ事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (前略…) 、第二十条から二十五条まで、(…中略…) の規定に違反した者

二～四 (略)

●労働安全衛生規則（昭和 47. 9. 30 労働省令第三二号）

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。